第二十五条の二十二の三第八項第三号イ中「、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改め、同条第三十項中「部分対象外国関係会社」を「部分対象外国関係会社又は」に改め、「又は法第六十八条の九十第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社（同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。）」及び「及び法第六十八条の九十第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度」を削る。

第二十五条の二十二の四第九項中「又は第六十八条の九十第八項各号列記以外の部分」及び「及び法第六十八条の九十第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度」を削る。

第二十五条の二十四第三項中「第十四条の十第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第二十五条の二十五第七項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。

第二十五条の二十六第十三項第一号中「該当する連結法人」を「該当する内国法人が通算法人」に、「連結法人を」を「通算法人を」に、「との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある他の連結法人」を「である場合における他の通算法人」に改め、同項第三号中「連結法人（当該連結法人が法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人である場合には、当該連結法人に係る同条第十二号の六の七」を「内国法人が通算法人である場合における当該内国法人に係る法人税法第二条第十二号の六の七」に、「連結親法人」を「通算親法人」に改め、同項第五号中「又は前号」を「及び前号」に改め、同条第十四項中「、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改め、同条第十七項第一号中「又は第六十八条の九十三の二第二項第三号」を削り、「法第六十六条の九の二第二項第四号又は第六十八条の九十三の二第二項第四号」を「同項第四号」に改め、「及び法第六十八条の九十三の二第五項各号に掲げる外国関係法人の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度」を削る。

第二十五条の二十七第二十五項中「部分対象外国関係法人」を「部分対象外国関係法人又は」に改め、「又は法第六十八条の九十三の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）」及び「及び法第六十八条の九十三の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度」を削る。

第二十五条の二十八第七項中「又は第六十八条の九十三の二第八項各号列記以外の部分」及び「及び法第六十八条の九十三の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度」を削る。

第二十五条の三十一第四項中「第十四条の十第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第五項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第二十六条の十一第二項中「（その事業年度が法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の同法第二条第十八号の四に規定する連結所得の金額。以下この項において同じ。）」を削り、「、同法」を「、法人税法」に改め、「又は第八十一条の十四」を削る。

第二十六条の十八第一項、第二十六条の二十第四項及び第二十六条の二十八の二第六項第四号中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。

第二十七条の四第二十七項中「第七項」を「第五項、第十二項」に、「第十項」を「第十五項」に、「第十四項、第十五項及び第二十一項」を「第十九項、第二十項及び第二十六項」に、「第二十五項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十六項中「第二十二項」を「第二十七項」に改め、「（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第二十五項の届出をしたときを含む。）」を削り、同項を同条第三十一項とし、同条第二十五項中「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「事業年度」を「事業年度等」に改め、「（当該分割法人等の連結事業年度に該当する場合を含む。）」を削り、「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「事業年度等（」を「事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等の」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等に」を「各事業年度」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「事業年度等（」を「事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等の」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等に」を「各事業年度」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第四十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十一号」に、「適用年度開始の日前三年以内」を「適用年度開始の日の三年前の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間（同条第八項第三号の通算法人にあっては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度開始の日の三年前の日から当該前日までの期間）内」に、「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前三年以内に開始した連結事業年度。以下第二十四項」を「以下第二十九項」に改め、「当該売上調整年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額とし、」を削り、「とする。）の」を「）の」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第四十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第四十二条の四第十九項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号に規定する政令」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第四十二条の四第八項第十号に規定する政令」を「第四十二条の四第十九項第十号に規定する政令」に改め、同項第三号イ中「連結親法人」を「通算親法人」に、「当該他の法人による連結完全支配関係にある各連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　当該法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）

第二十七条の四第十八項第八号中「、法第四十二条の四第八項第七号」を「及び法第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「及び法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの」を削り、同項第九号ロ及び第十一号中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第十五項第一号ハ⑵に」を「第二十項第一号ハ⑵に」に、「第百十三条の二第十三項及び第十四項」を「第百十三条の三第十二項及び第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「第二十七条の四第十五項第一号ハ⑵」を「第二十七条の四第二十項第一号ハ⑵」に、「同条第十五項第五号イ」を「同条第二十項第五号イ」に、「同条第十五項第五号ロ」を「同条第二十項第五号ロ」に、「同条第十五項第五号ハ」を「同条第十七項」を「同条第二十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に、「分割事業年度等の」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等に」を「分割等事業年度に」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十六項」に改め、「（当該分割法人等の分割又は現物出資（以下この項及び次項において「分割等」という。）の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第二十三項の認定を受けた合理的な方法）及び「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）」を削り、「その分割等」の下に「（分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「（当該分割法人等又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第二十三項の届出をしたときを含む。）」を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「（当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「事業年度等（」を「事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等の」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等に」を「各事業年度」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「同条第八項第十一号」を「同条第十九項第十一号」に改め、「（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額）」を削り、「第二十四項まで」を「第二十九項まで」に改め、同項第一号中「第七項第一号」を「第十二項第一号」に、「第二十四項第二号」を「第二十九項第二号」に、「第六項」を「第十項」に改め、同項第二号中「（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第二十一項中「第四十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十一号」に、「適用年度開始の日前三年以内」を「適用年度開始の日の三年前の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間（同条第八項第三号の通算法人にあっては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度開始の日の三年前の日から当該前日までの期間）内」に、「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前三年以内に開始した連結事業年度。以下第二十四項」を「以下第二十九項」に改め、「当該売上調整年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額とし、」を削り、「とする。）の」を「）の」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第四十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改め、同項第四号中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号ハ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第四十二条の四第八項第十号に規定する政令」を「第四十二条の四第十九項第十号に規定する政令」に改め、同項第三号イ中「連結親法人」を「通算親法人」に、「当該他の法人による連結完全支配関係にある各連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　当該法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）

第二十七条の四第十八項第八号中「、法第四十二条の四第八項第七号」を「及び法第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「及び法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの」を削り、同項第九号ロ及び第十一号中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第十五項第一号ハ⑵に」を「第二十項第一号ハ⑵に」に、「第百十三条の二第十三項及び第十四項」を「第百十三条の三第十二項及び第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「第二十七条の四第十五項第一号ハ⑵」を「第二十七条の四第二十項第一号ハ⑵」に、「同条第十五項第五号イ」を「同条第二十項第五号イ」に、「同条第十五項第五号ロ」を「同条第二十項第五号ロ」に、「同条第十五項第五号ハ」を「同条第十七項」を「同条第二十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に、「事業年度等」を「分割等事業年度等」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度等」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十六項」に改め、「（当該分割法人等の分割又は現物出資（以下この項及び次項において「分割等」という。）の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第二十三項の認定を受けた合理的な方法）及び「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）」を削り、「その分割等」の下に「（分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「（当該分割法人等又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第二十三項の届出をしたときを含む。）」を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「（当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「事業年度等（」を「事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等の」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等に」を「各事業年度」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「同条第八項第十一号」を「同条第十九項第十一号」に改め、「（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額）」を削り、「第二十四項まで」を「第二十九項まで」に改め、同項第一号中「第七項第一号」を「第十二項第一号」に、「第二十四項第二号」を「第二十九項第二号」に、「第六項」を「第十項」に改め、同項第二号中「（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第四十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十一号」に、「適用年度開始の日前三年以内」を「適用年度開始の日の三年前の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間（同条第八項第三号の通算法人にあっては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度開始の日の三年前の日から当該前日までの期間）内」に、「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前三年以内に開始した連結事業年度。以下第二十四項」を「以下第二十九項」に改め、「当該売上調整年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額とし、」を削り、「とする。）の」を「）の」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第四十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改め、同項第四号中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号ハ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第四十二条の四第八項第十号に規定する政令」を「第四十二条の四第十九項第十号に規定する政令」に改め、同項第三号イ中「連結親法人」を「通算親法人」に、「当該他の法人による連結完全支配関係にある各連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　当該法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）

第二十七条の四第十八項第八号中「、法第四十二条の四第八項第七号」を「及び法第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「及び法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの」を削り、同項第九号ロ及び第十一号中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第十五項第一号ハ⑵に」を「第二十項第一号ハ⑵に」に、「第百十三条の二第十三項及び第十四項」を「第百十三条の三第十二項及び第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「第二十七条の四第十五項第一号ハ⑵」を「第二十七条の四第二十項第一号ハ⑵」に、「同条第十五項第五号イ」を「同条第二十項第五号イ」に、「同条第十五項第五号ロ」を「同条第二十項第五号ロ」に、「同条第十五項第五号ハ」を「同条第十七項」を「同条第二十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に、「事業年度等」を「分割等事業年度等」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度等」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十六項」に改め、「（当該分割法人等の分割又は現物出資（以下この項及び次項において「分割等」という。）の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第二十三項の認定を受けた合理的な方法）及び「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）」を削り、「その分割等」の下に「（分割又は現物出資をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「（当該分割法人等又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第二十三項の届出をしたときを含む。）」を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「（当該被合併法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）」を削り、「事業年度等（」を「事業年度（」に、「分割事業年度等」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等の」を「分割等事業年度」に、「分割事業年度等に」を「各事業年度」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「同条第八項第十一号」を「同条第十九項第十一号」に改め、「（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額）」を削り、「第二十四項まで」を「第二十九項まで」に改め、同項第一号中「第七項第一号」を「第十二項第一号」に、「第二十四項第二号」を「第二十九項第二号」に、「第六項」を「第十項」に改め、同項第二号中「（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第四十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十一号」に、「適用年度開始の日前三年以内」を「適用年度開始の日の三年前の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間（同条第八項第三号の通算法人にあっては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度開始の日の三年前の日から当該前日までの期間）内」に、「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前三年以内に開始した連結事業年度。以下第二十四項」を「以下第二十九項」に改め、「当該売上調整年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の九第八項第九号に規定する売上金額とし、」を削り、「とする。）の」を「）の」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第四十二条の四第八項第十一号」を「第四十二条の四第十九項第十一号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第四十二条の四第八項第十号」を「第四十二条の四第十九項第十号」に改め、同項第四号中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号ハ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第四十二条の四第八項第十号に規定する政令」を「第四十二条の四第十九項第十号に規定する政令」に改め、同項第三号イ中「連結親法人」を「通算親法人」に、「当該他の法人による連結完全支配関係にある各連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　当該法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の二十五以上を有している他の者（当該他の者が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）